

JPEC 自主基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005」の改正案について

平成 24 年 9 月 27 日に制定した JPEC 自主基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005(2012)」について、以下の改正要旨に従い改正案を作成しました。つきましては、書面投票にてご審議いただきたくお諮りいたしますので、改正案について「賛成」、「コメント付賛成」または「反対」の投票をお願いいたします。

「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きます様お願いいたします。

記

1. 改正要旨

経済産業省が、「一般高圧ガス保安規則の一部改正及びコンビナート等保安規則の一部改正」を平成 24 年 11 月 26 日付で行い、本規則の改正に伴い、同規則の機能性基準の運用について定めた内規を平成 24 年 12 月 26 日に改めた。(20121204 商局第 6 号)

そして、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について定めた内規の別添「一般高圧ガス保安規則関係例示基準」の「9. ガス設備等に使用する材料」の第 2 項において、圧縮水素の蓄圧器について規格材料が改正された。改正内容は、常用圧力及び常用温度の必要とされるニッケル当量の関係を規定したものであり、JPEC は圧縮水素運送自動車用容器に同様に適用させるものと判断した。

ニッケル当量の関係を示した概要を下図に示し、経済産業省ホームページに掲載された上記内容を資料 1 に示す。

以上の内容に従い、「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005」の第 3 条(材料)のステンレス鋼の規定を見直し、本技術基準の改正案を資料 2 により作成した。

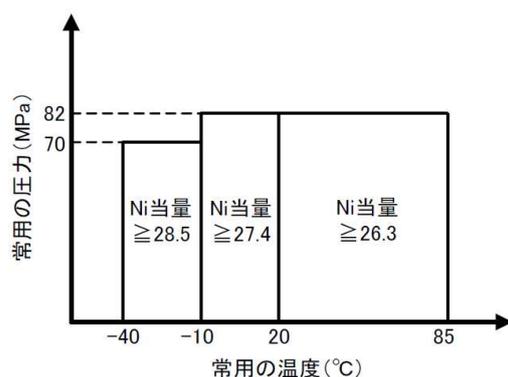


図 常用の圧力及び常用の温度と必要とされるニッケル当量の関係

$$\text{ニッケル当量 (質量\%)} = 12.6 \times C + 0.35 \times Si + 1.05 \times Mn + Ni + 0.65 \times Cr + 0.98 \times Mo$$

ここで、C は炭素、Si はケイ素、Mn はマンガン、Ni はニッケル、Cr はクロム及び Mo はモリブデンの各質量分率の値 (%) を示す。

2. 資料

- (1) 資料1：経済産業省「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）」及び「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）」の制定について
(2013年1月10付のホームページ資料から抜粋)
- (2) 資料2：圧縮水素運送自動車用容器の技術基準(改正案) JPEC-S 0005 (2013)

以上